

	(料金：国内／海外)	(単位)	(請求時期)
<b>&lt;新規認証登録&gt;</b>			
<b>1. 申込料【付記(1)】</b>	¥70,000	(申込者ごと、初回申込時のみ)	申込受付後
<b>2. 初回工場等審査料(1工場*かつ1“認証の区分”につき)【付記(2)】</b>			初回認証決定後
1) 当機構 ISO 9001 登録がある場合	¥135,000／¥245,000		
2) 他機関 ISO 9001 登録がある場合	¥200,000／¥430,000		
3) 他機関 JIS 認証取得がある場合	¥200,000／¥430,000		
4) 上記以外	¥370,000／¥755,000		
5) ロット認証【付記(3)】			
・ 製品の全数検査を実施する場合	(工場等審査省略)		
・ 製品の全数検査を実施しない場合	(別途見積もり)		
<b>3. 初回製品試験料【付記(4)】</b>			初回認証決定後
1) 試験料			
・ 当機構の登録試験所で実施する場合の試験料【付記(5)】	(別途見積もり)		
・ 申込者の試験場所で立会を実施する場合の立会試験料【付記(6)】	¥135,000 (1人・1日)		
	¥72,000 (1人・半日)		
2) 委託試験判定料【付記(7)】	¥36,000 (申込書ごと)		
3) 再試験管理費【付記(8)】	¥72,000／¥116,000 (申込書ごと)		
4) 17025 調査料(立会試験の場合のみ適用)【付記(9)】			
・ 現地調査を伴う場合	¥135,000／¥245,000 (1試験場所につき)		
	¥135,000 (追加1日・1人)		
	¥72,000 (追加半日・1人)		
・ 書類調査のみの場合	¥36,000／¥58,000 (1試験場所につき)		
5) サンプルング料【付記(10)】	¥18,000 (1人・1時間)		
<b>4. 認証料【付記(11)】</b>			
1) 一般認証(JIS 認証未取得の工場*)			初回認証決定後
・ 基本料(1“認証の区分”かつ1工場*)	¥180,000／¥290,000		
・ 複数の“認証の区分”の同時申し込みの場合の加算料金	¥36,000／¥58,000 (1“認証の区分”につき)		
・ 工場*が複数の場合の加算料金	¥36,000／¥58,000 (1工場*につき)		
2) 一般認証(他機関 JIS 認証取得工場)			
・ 基本料(1“認証の区分”かつ1工場*につき)	¥36,000／¥58,000		
・ 複数の“認証の区分”の同時申し込みの場合の加算料金	¥30,000／¥40,000 (1“認証の区分”につき)		
・ 工場*が複数の場合の加算料金	¥30,000／¥40,000 (1工場*につき)		
3) ロット認証	¥140,000／¥235,000		
<b>5. 出張費※</b>			初回認証決定後
1) 国内			
・ 出張費(交通費・宿泊費・日当・移動料含む)	(別添 1. 出張費(国内)一覧のとおり)		
2) 海外			
・ 国際線航空運賃(空港施設使用料などの諸費用含む)	(別添 2. 国際線航空運賃一覧のとおり)		
・ 出張経費(国際線航空運賃以外の交通費・宿泊費・日当含む)	(当機構の旅費規程による)		
<b>【付記(12)】</b>			
・ 移動料	¥90,000 (1人1回につき)		
<b>&lt;“認証の区分”の追加&gt;</b>			
<b>1. 工場等審査料【付記(13)】</b>			追加認証決定後
1) 現地調査を伴う場合	(別途見積もり)		
2) 書類調査のみの場合	¥36,000／¥58,000	(1工場、1事務所または事業所につき)	
<b>2. 製品試験料</b>	(初回製品試験料に同じ)		
<b>3. 認証料</b>	(新規認証登録 認証料に同じ)		
<b>4. 出張費</b>	共通(前記 出張費※ に同じ)		

	(料金：国内／海外)	(単位)	(請求時期)
<b>&lt;“認証の区分”内の認証の範囲などにかかわる追加、変更&gt;</b>			
<b>1. 追加または変更にかかわる書面調査料</b>			
1) 品質管理責任者の変更、代表者の変更、認証書の記載内容に関する変更	¥10,000	(1“認証の区分”につき)	追加認証決定後
2) 上記以外の変更	¥36,000	(1“認証の区分”につき)	
<b>2. 追加または変更にかかわる工場審査料</b>			
1) 新たな工場*の追加または別工場*への変更(移転含む)【付記(14)】		(初回工場審査料に同じ)	
2) 認証取得工場*での製品の追加または変更【付記(15)】			
・ 現地調査を伴う場合	¥135,000	(1人・1日)	
	¥72,000	(1人・半日)	
・ 書類調査のみの場合	¥36,000／¥58,000	(1工場*につき)	
<b>3. 追加または変更にかかわる製品試験料</b>			
		(初回製品試験料に同じ)	
<b>4. 追加または変更にかかわる認証料</b>			
1) 新たな工場*の追加または別工場*への変更(移転含む)	¥36,000／¥58,000	(1工場*につき)	
・ 工場*の追加が複数の“認証の区分”にかかわる場合の加算料金	¥30,000／¥40,000	(1“認証の区分”につき)	
2) 認証取得工場*での製品の追加または変更【付記(16)】	¥36,000／¥58,000	(1“認証の区分”につき)	
・ 同時に複数の“認証の区分”での追加または変更の場合の加算料金	¥30,000／¥40,000	(1“認証の区分”につき)	
<b>5. 出張費</b>		共通(前記 出張費※ に同じ)	

**<認証登録維持関連>【付記(17)】**

**1. 認証登録維持料【付記(18)】**

初回認証決定後  
または認証契約月

1) 基本料(1“認証の区分”かつ1工場*)	¥81,000／¥125,000	(年1回)	
2) 加算料			
・ “認証の区分”が複数の場合の加算料金	¥30,000／¥40,000	(年1回、1“認証の区分”につき)	
・ 工場*が複数の場合の加算料金	¥30,000／¥40,000	(年1回、1工場*につき)	

**2. 定期の認証維持審査**

認証維持決定後

<b>2. 1-1 定期の認証維持工場等審査料(1工場*かつ1“認証の区分”につき)【付記(19)】</b>			
1) 当機構 ISO 9001 登録がある場合	¥135,000／¥245,000		
2) 上記以外	¥200,000／¥430,000		
<b>2. 1-2 鉱工業品等認証省令第10条第2項又は電磁的記録認証省令第10条第2項の取消しを受けた者に対して行う、定期の認証維持工場審査料</b>			
	¥405,000	(1人・1日)	
	¥216,000	(1人・半日)	
<b>2. 2 定期の認証維持製品試験料</b>			
1) 試験料		(初回製品試験料「1) 試験料」に同じ)	
2) 委託試験判定料		(初回製品試験料「2) 委託試験判定料」に同じ)	
3) 再試験管理費		(初回製品試験料「3) 再試験管理費」に同じ)	
<b>4) 17025 調査料(立会試験の場合のみ適用)【付記(20)】</b>			
・ 書類調査のみの場合	¥36,000／¥58,000	(1試験場所につき)	
・ 現地調査を伴う場合	¥135,000	(1人・1日)	
5) サンプルング料【付記(10)】	¥18,000	(1人・1時間)	
<b>2. 3 定期の認証維持にかかわる更新料【付記(21)】</b>			
・ 基本料(1“認証の区分”かつ1工場*につき)	¥36,000／¥58,000		
・ 複数の“認証の区分”の同時審査の場合の加算料金	¥30,000／¥40,000	(1“認証の区分”につき)	
・ 工場*が複数の場合の加算料金	¥30,000／¥40,000	(1工場*につき)	
<b>2. 4 出張費</b>		共通(前記 出張費※ に同じ)	

**3. 臨時の認証維持審査**

審査終了後

<b>1) 臨時の認証維持工場審査料【付記(22)】</b>			
・ 鉱工業品等認証省令第9条第1項表の6、7及び8項に基づく 現地調査を伴う場合	¥405,000	(1人・1日)	
又は電磁的記録認証省令第9条第1項表の6、7及び8項に基づく現地調査を伴う場合	¥216,000	(1人・半日)	
・ 鉱工業品等認証省令第9条第1項表の6、7及び8項に基づく 書類調査のみの場合	¥108,000／¥174,000	(1工場*につき)	
又は電磁的記録認証省令第9条第1項表の6、7及び8項に基づく書類調査のみ場合			
2) 臨時の認証維持製品試験料		(定期の認証維持製品試験料に同じ)	
3) 臨時の認証維持にかかわる認証料【付記(23)】	¥36,000／¥58,000	(1“認証の区分”につき)	
4) 出張費		共通(前記 出張費※ に同じ)	

**<認証書などの発行料>【付記(24)】**

1. 英文認証書発行料	¥25,000	(1通)	認証決定時 または発行時
2. 認証書追加発行料	¥18,000	(和文または英文1通)	
3. 認証書再発行料	¥25,000	(和文または英文1通)	
4. 試験成績書発行料		(別途見積もり)	

工場\* …… 工場には「事務所または事業場」を含みます。

## 【料金適用にあたっての留意事項】

- (1) ・ 上記料金表には消費税は含まれておりませんので、別途消費税を請求いたします。
  - ・ 海外送金にかかわる各種税金・現地銀行での振込手数料・日本の銀行での入金時手数料は、申込者のご負担といたします。つきましては、日本の入金銀行手数料差引後に請求金額の全額を請求するものといたします。
- (2) ・ 料金表に基づく認証にかかわる費用(以下「認証費用」)は、当機構の請求書記載の指定期日までに、指定口座へお振込みください。手形、小切手はお取り扱いいたしません。また、銀行振込手数料は申込者のご負担といたします。
  - ・ 申込料につきましては、申込料の収納をもって申し込みの受理といたしますので、振込みが遅れた場合、認証業務の開始が遅延するおそれがあります。なお、当機構の判断により、申込料以外の認証費用を前払いで請求する場合があります。この場合も上記と同様に、前払い金の収納をもって申し込みの受理といたします。
- (3) ・ 請求に基づき納入された認証費用については、原則として返金いたしません。
  - ・ 申し込み受理後、認証契約締結前に申込者の都合により申し込みを取り下げの場合、または以下の事項の一つでも該当する場合はその時点までに発生した認証費用を精算の上、請求いたします。
    - ① 申し込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはそのおそれがある組織・団体等からの申し込み該当するとして、当機構が当該申し込みを取り消した場合。
    - ② 申込者の資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがあるとして、当機構が申し込みを取り消した場合。
    - ③ その他申し込みについて、当機構が不適切と判断した場合。
- (4) ・ “認証の区分”ごとの認証費用は、認証書の発行単位ごとといたします。
- (5) ・ 海外での審査・調査・試験立会いの場合は通訳を手配してください。通訳にかかわる経費は申込者のご負担といたします。
- (6) ・ 工場審査および製品試験において重大な不適合が見つかった場合、または当機構が認証不可の決定をした場合には、その時点までに発生した認証費用を精算の上請求いたします。
- (7) ・ 「他機関 JIS 認証取得がある場合」は他機関で取得している範囲と同じ範囲の申し込みに適用いたします。範囲が異なる場合は別途見積もりいたします。

## 【付記】

- (1) ・ 申込料は、申込者ごとに最初の申し込み時に限り請求いたします。「他機関 JIS 認証取得がある場合」の申し込み、認証取得後の“認証の区分”の追加や認証範囲の追加、変更または縮小にかかわる申し込みには適用いたしません。
- (2) ・ 工場等審査料は、1 工場\*かつ 1“認証の区分”である場合を基準とした基本料金です。認証対象工場\*数が複数の場合の工場等審査料は、基本料金に工場\*数を乗じた額となります。
  - ・ 1 工場\*において、複数の“認証の区分”の同時申込の場合は、基本料金に区分加算いたします。区分加算料は基準区分以外の区分に対し、原則として、 $\text{¥}72,000$ (海外 $\text{¥}135,000$ ) $\div$ 1“認証の区分”を適用いたします。ただし、基準区分のデータの広範な活用が可能な場合は減額する場合があります。
  - ・ 1 工場\*において、製造工程または電磁的記録の作成工程の一部が外注工場などに分離されており当該外注工場\*などへの現地調査が必要と判断される場合は、基本料金に外注工場\*などの審査料を加算いたします。この場合の加算料金は、 $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)または $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。
  - ・ 工場\*が大規模、製造工程または電磁的記録の作成工程が複雑、または部品数が膨大などの場合にあっては、基本料金に、適切な工場等審査を遂行するために必要な工数を追加する場合があります。この場合の追加料金は、 $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)または $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。
  - ・ 是正措置の確認などで別途現地調査が必要となった場合の工場等審査料は、 $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)または $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。
  - ・ ISO 9001 の登録がある場合はそのデータを活用し、現地調査項目の内適切と判断する部分を書類調査などいたします。ただし、“認証の区分”内の認証の範囲が当該登録や認定の範囲に含まれている必要があります。
  - ・ 海外の工場\*の工場等審査料について、当機構の JIS 認証取得者の品質管理システムに準拠して品質管理体制が構築されていることなどにより、現地調査が効率的に行える場合は、工数の削減を図り工場等審査料に反映いたします。(※海外工場等審査料の特例)
- (3) ・ ロット認証において、製品の全数検査を実施する場合は工場等審査を省略いたします。現地調査が必要となった場合は、 $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)または $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。
- (4) ・ 試験品関連費用や試験品の運搬費は申込者のご負担といたします。
- (5) ・ 製品試験を当機構の試験所(当機構が委託契約を締結している外部試験機関を含む)で実施する場合の試験料は、試験所の見積もりを適用いたします。
- (6) ・ 申込者の試験場所で、当機構の要員が立会で製品試験を実施する場合の試験料は、要員の試験所内拘束時間が 4 時間未満の場合 $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)、4 時間を超える場合 $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。試験日が複数日にまたがる場合は、日ごとに当該料金単価を適用いたします。
- (7) ・ 製品試験を当機構の委託試験所などで実施する場合に、試験後の試験成績書の確認可否の最終判定などにかかわる業務に対する費用です。なお申込者が直接試験所に申し込み、成績書を提出いただき判定する場合でも判定料として適用いたします。
- (8) ・ 製品試験が不合格になった場合、試験方法に問題がなかったかの確認や提出いただく是正報告書の内容の確認、さらに再試験実施のための審査計画書の作成など追加で発生する業務に対する費用です。

なお試験に不備があり再実施する場合、あるいは申し込み自体をキャンセルし再試験しない場合は適用いたしません。
- (9) ・ 17025 調査料は、製品試験を申込者の試験場所で当機構の試験員が立会で実施する場合に、当該試験場所が JIS Q 17025 の該当要求事項に適合していることを調査・確認する費用です。
  - ・ 試験場所が複数ある場合や試験場所の一部が分離されている場合や試験項目または機器の追加などの場合は、別途見積もりいたします。この場合において、現地調査料単価として、試験内容や調査対象の規模に応じて $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)または $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。
  - ・ 試験内容や調査対象の規模により 17025 調査日数が長くなった場合は、追加日ごとに $\text{¥}72,000$ (1 人・半日)または $\text{¥}135,000$ (1 人・1 日)を適用いたします。
  - ・ 立会試験と同日に 17025 調査を実施する場合は、立会試験の拘束時間として取り扱います。
- (10) ・ 工場等審査、17025 調査または立会試験と別日に試験品のサンプリングを実施する場合に、試験品のサンプリング料として、 $\text{¥}18,000$  $\div$ 1 人・1 時間を適用いたします。
- (11) ・ 基本料 $\text{¥}180,000$ (海外 $\text{¥}290,000$ )は、“認証の区分”が 1 区分で、かつ 1 工場\*並びに 1“認証の区分”である場合を基準とした基本料金です。

- ・工場\*が複数ある場合は、基準となる工場\*以外の工場\*に対して1工場\*につき¥36,000(海外¥58,000)を加算いたします。
  - ・複数の“認証の区分”を同時に申し込みされた場合は、基準区分以外の区分に対して1区分につき¥36,000(海外¥58,000)を加算いたします。また、区分加算につきましては、複数の区分の同時申し込みで、かつ複数の工場\*が複雑に絡んでいる場合などで、工場\*ごとの認証番号付与をご希望された結果、認証番号付与数が区分数を上回った場合には、認証番号付与数に対して適用いたします。ただし、別時期に新たな区分の申し込みをされた場合は、基本料¥180,000(海外¥290,000)を適用いたします(本料金表の<“認証の区分”の追加>を参照ください)。
  - ・海外からの申し込みの場合の認証料について、当機構のJIS認証取得者の品質管理システムに準拠して品質管理体制が構築されていることなどにより、認証工程管理が効率的に実施できる場合(※海外工場審査料の特例を適用されている場合)、国内料金を適用いたします。
  - ・一般認証の初回適合性評価時に現に製造された製品について、一般認証と同時にロット認証を希望される場合は、ロット認証にかかわる認証料として1区分につき¥36,000(海外¥58,000)を適用いたします。
- (12) ・日程変更にもない発生した宿泊の追加については、当機構の旅費規程に基づき追加の出張経費(宿泊費、日当など)を請求いたします。
- (13) ・“認証の区分”の追加で現地調査が必要と判断された場合の工場等審査料は、別途お見積りいたします。当該工場等審査料は、原則として初回工場等審査料を適用いたしますが、既存の認証と共通する部分の活用が可能な場合は活用を考慮して減額する場合があります。
- (14) ・認証の範囲内の工場\*を別の工場\*に変更(A工場\*からB工場\*に変更)したり、新たな工場\*を認証の範囲に追加したりする場合の工場等審査料は、原則として初回工場等審査料を適用いたします。ただし、JIS認証取得済みの工場\*を別の場所に移転する場合は、既存データの活用を考慮して、別途お見積りいたします。
- (15) ・認証取得済みの工場\*での製品の追加または変更の場合で、現地調査が必要と判断された場合の工場等審査料は、既存データの活用を考慮して、別途お見積りいたします。この場合の工場等審査料は、業務量に応じて¥72,000(1人・半日)または¥135,000(1人・1日)を適用いたします。
- ・上記の追加・変更の申し込みの場合で、製造プロセスや品質管理が既認証登録と同じもしくは同等であることが確認できる場合は、書類調査とします。なお、軽微な変更であると当機構が判断した場合は、書類調査料を適用いたしません。
- (16) ・該当JIS規格に規定されている種類・等級またはそれらに相当する他の分類規定(認証の範囲)にかかわる追加・変更に適用いたします。
- (17) ・ロット認証の場合は、臨時の認証維持審査のみ適用いたします。
- (18) ・認証登録維持料は、認証取得者に対する認証登録維持にかかわる費用です。基本料は、“認証の区分”が1区分で当該認証の区分に定められた工場\*が1工場\*である場合を基準とした基本料金です。認証取得者が複数の“認証の区分”の認証を取得している場合は、基準区分以外の区分に対して1区分ごと、工場、事務所または事業場が複数ある場合は、基準となる工場\*以外の工場\*数に対して1工場\*ごとに加算いたします。また、区分加算につきましては付記(11)と同様に、認証番号付与数が区分数を上回る場合は、認証番号付与数に適用いたします。
- ・認証登録維持料の初年分は、認証の決定後に請求いたします。次年度以降は、認証契約月に、認証維持期間中毎年請求いたします。登録後に“認証の区分”や工場\*の追加(または縮小)登録が発生した場合の加算(または減額)料は、最初に契約した“認証の区分”の契約月に、毎年一括して請求いたします。
- (19) ・定期の認証維持工場等審査料は、1工場\*かつ1“認証の区分”である場合を基準とした基本料金です。
- ・1工場\*において、複数の“認証の区分”の認証を取得しており、定期審査を同時に実施する場合にあつては、基本料金に区分加算いたします。区分加算料は基準区分以外の区分に対して、原則として、¥72,000(海外¥135,000)／1“認証の区分”を適用いたします。ただし、基準区分のデータの広範な活用が可能な場合は減額する場合があります。
  - ・製造工程または作成工程の一部が外注工場\*などに分離されており当該外注工場\*などへの現地調査が必要と判断される場合にあつては、基本料金に外注工場、事務所または事業所などの工場等審査料を加算いたします。ただし、この場合の加算料金は、業務量に応じて¥72,000(1人・半日)または¥135,000(1人・1日)を適用いたします。
  - ・“認証の区分”に複数のJIS規格が含まれている場合や、製造プロセスが複雑である場合などにあつては、基本料金に工場等審査料を加算する場合があります。ただし、この場合の加算料金は、¥72,000(1人・半日)または¥135,000(1人・1日)を適用いたします。
  - ・定期の認証維持工場等審査について毎年実施方式を選択した場合は、毎年¥72,000(1人・半日)の適用を前提に、別途見積りいたします。
  - ・是正措置の確認などで別途現地調査が必要となった場合は、業務量に応じて¥72,000(1人・半日)または¥135,000(1人・1日)を適用いたします。
- (20) ・認証維持審査時の17025調査は原則書類調査とします。ただし、現地調査が必要となった場合(初回は当機構の試験所で実施したが定期では立会に変更した場合や、書類調査で不具合が検出され現地調査が必要と判断された場合など)で立会試験とは別日に実施する場合は、¥72,000(1人・半日)または¥135,000(1人・1日)を適用いたします。立会試験と同日に実施する場合は立会試験の拘束時間として取り扱います。
- (21) ・基本料¥36,000(海外¥58,000)は、“認証の区分”が1区分で、かつ1工場\*である場合を基準とした基本料金です。
- ・工場\*が複数ある場合は、基準となる工場\*以外に対して1工場\*につき加算いたします。
  - ・複数の“認証の区分”を同時に実施する定期審査の場合は、基準区分以外の区分に対して1区分につき加算します。また、区分加算につきましては、複数の区分の同時審査で、かつ複数の工場が複雑に絡んでいる場合などで、認証番号付与数が区分数を上回った場合には、認証番号付与数に対して適用いたします。ただし、別時期に新たな区分の定期審査を実施する場合は、基本料を適用いたします。
- (22) ・鋳工業品等または電磁的記録の仕様を変更し、もしくは追加し、または品質管理体制を変更しようとする場合であつて、JISに適合しなくなるおそれがない場合は書類調査のみとします。ただし、登録情報の変更などの軽微な変更であると当機構が判断した場合は、書類調査料は適用いたしません。
- ・次の①または②に該当する場合にあつては、現地調査または製品試験に先立って実施する関連資料の確認にかかわる事前書類調査料(¥18,000／1時間)を請求いたします。
    - ①品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申し立てを受けた場合であつて、その蓋然性が高いとき
    - ②認証を行っている鋳工業品等または電子的記録の仕様がJISに適合しない、もしくは品質管理体制が基準に適合しない、または適合しないおそれのある事実を把握したとき
- (23) ・次の①または②に該当する場合であつて、現地調査または製品試験が必要であると当機構が判断した場合は、臨時の認証維持審査にかかわる認証料を請求いたします。
- ① 認証取得者が、認証製品の仕様を変更し、もしくは追加し、または品質管理体制を変更しようとする場合
  - ② JISの改正により、認証製品がJISに適合しなくなるおそれのあるとき、または認証取得者の品質管理体制を変更する必要がある場合
- (24) ・認証書の1部(正)は、追加料金なく発行いたします。英文認証書(参考版)および追加の認証書(副)の発行、並びに認証書の再発行(紛失、破損などによるもの)を希望される場合は、別途費用を請求いたします。
- ・試験成績書の発行(再発行含む)を希望される場合は、試験所規定の費用を請求いたします。

工場\* …… 工場には「事務所または事業場」を含みます。

## 別添1. 出張費(国内)一覧

出張費(国内)一覧表

(単位:円/1人あたり)

移動距離(片道)	出張費(往復)
5 km 未満	1,000
5 km 以上 25 km 未満	4,000
25 km 以上 50 km 未満	10,000
50 km 以上 75 km 未満	16,000
75 km 以上 100 km 未満	22,000
100 km 以上 150 km 未満	34,000
150 km 以上 200 km 未満	40,000
200 km 以上 300 km 未満	50,000
300 km 以上 400 km 未満	60,000
400 km 以上 500 km 未満	70,000
500 km 以上 600 km 未満	80,000
600 km 以上 800 km 未満	90,000
800 km 以上 1000 km 未満	100,000
1000 km 以上 1400 km 未満	110,000
1400 km 以上 1800 km 未満	120,000
1800 km 以上	150,000

- 備考1: 片道100km未満の出張費には、往復の交通費および移動料等が含まれます。片道100km以上の出張費には、往復の交通費、移動料および宿泊経費等が含まれます。
- 備考2: 移動距離は、1回の出張において出張拠点から目的地(工場または事業場)までの公共交通機関を利用した最短の順路行程にかかる距離といたします。ただし、片道の移動距離が300kmを超える場合は、空路を含めた順路行程にかかる距離といたします。
- 備考3: 出張拠点は、原則としてJIS認証事業部(東京駅)とします。ただし、出張する審査員等の所在により変更となる場合があります。
- 備考4: 1申し込みにおいて工場が複数あり、一回の出張でそれらを連続して審査することが可能な場合などについては、一連の順路行程にかかる移動距離に1/2を乗じた距離を、片道の移動距離といたします。
- 備考5: 出張日数が連続して1日増えるごとに10,000円を出張費に加算いたします。
- 備考6: 最寄り駅から目的地まで移動において、バスなどの公共交通機関の利用が困難であり、やむを得ずタクシーを利用する場合は、代金が片道3,000円を超える場合に限り実費を請求いたします。

別添2. 国際線航空運賃一覧

(単位:円/1人あたり往復)

行先	航空運賃
大韓民国・台湾	200,000 *1
中華人民共和国	250,000 *1
東南アジア諸国 〔ベトナム、タイ、フィリピン マレーシア、インドネシア シンガポール〕	300,000 *1
上記以外	実費

備考1: 航空運賃については、申込者の都合による便の変更やキャンセルの場合、追加の費用(変更手数料、キャンセル料などの諸費用)を請求いたします。

備考2: 申込者との日程および/または移動経路等の調整結果として、表中\*1の航空運賃よりも高額となる場合、実費(空港施設使用料等の諸経費含む)を請求いたします。